

広島市地域包括支援センター調整・支援業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、広島市地域包括支援センター設置運営要綱に基づいて設置された地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の適切、公正、中立かつ効率的な運営を確保するための調整・支援業務の内容及び実施方法等について定めることを目的とする。

(業務の主管)

第2条 支援センターの調整・支援業務は、健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課（以下「地域包括ケア推進課」という。）及び各区厚生部健康長寿課（東区にあっては、東区厚生部地域支えあい課）（以下「健康長寿課」という。）において行う。

(各主管課の業務)

第3条 地域包括ケア推進課は、支援センターの調整・支援の総括に関する次の業務を行う。

- (1) 支援センターの設置、休止及び廃止に関すること。
- (2) 運営基準の作成その他支援センター運営の基本方針に関すること。
- (3) 支援センター職員の研修に関すること。
- (4) 広島市地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (5) 各区健康長寿課の担当職員の連絡会及び研修等に関すること。
- (6) その他、支援センターの調整・支援の総括に関し必要なこと。

2 健康長寿課は、区内の支援センターの調整・支援に関する次の業務を行う。

- (1) 包括的支援事業の委託に関すること。
- (2) 支援センターの運営状況の評価に関すること。
- (3) 支援センターと地域の関係機関の連携促進に関すること。
- (4) 処遇困難事例に対する助言・調整等に関すること。
- (5) 支援センター職員の定期的連絡会及び実務研修に関すること。
- (6) 支援センターに対する巡回支援に関すること。
- (7) 区地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (8) 区内の関係機関の連絡調整その他連携促進に関すること。
- (9) その他、区内の支援センターの調整・支援に関し必要なこと。

(業務実施計画の作成)

第4条 健康長寿課長は、毎年度、前条第2項に係る業務の実施計画を作成し、地域包括ケア推進課長へ提出するものとする。

(業務実施状況の報告)

第5条 健康長寿課長（東区にあっては、地域支えあい課長）は、第3条第2項に係る業務の実施状況を半期毎にとりまとめ、業務終了後15日以内に、地域包括ケア推進課長へ報告するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるもののほか、この業務に関し必要な事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。